

松江市軽費老人ホーム利用料等取扱基準

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、下記の合算額以下とする。

- (1) 「サービスの提供に要する費用」
- (2) 「生活費」
- (3) 「居住に要する費用」

2 サービスの提供に要する費用

- (1) サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として、松江市が定める額を上限とし、その設定にあたっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう務めること。
（別表Ⅰ）

- (2) サービスの提供に要する費用（月額）は別表Ⅰのサービス提供に要する基本額（月額）に、各種加算額等を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する基本額（月額）から、別表Ⅱの本人からの徴収額を差し引いた額とする。

- (3) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用（月額）に合算すること。

ア 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額（月額）とする。

1,200時間以上	1,022,197円の範囲内の額／（定員×12）
800時間以上	730,428円の範囲内の額／（定員×12）
400時間以上	437,653円の範囲内の額／（定員×12）

イ 入居者サービス向上費

利用者へのサービス提供の質の向上と軽費老人ホームの質の維持確保

のために、施設区分に応じて、次により算出した額を加算することとする。

施設の区分	職員一人当たり 勤続年数	入居者サービス 向上費	左の区分	
			人件費分	環境整備費分
I 階級	14 年以上	12%	11%	1%
II 階級	8 年以上 14 年未満	10%	9%	1%
III 階級	2 年以上 8 年未満	4%	3%	1%
IV 階級	2 年未満	1%	0%	1%

なお、当該施設の「職員一人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うものであること。

(ア) 算定の基礎となる職員は、別表Ⅲに定める人員配置とする。

ただし、施設の実情に応じて適当数配置した職員は、算定の基礎から除くこととする。

(イ) 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって社会福祉法第2条に規定する施設のうち、いわゆる措置費の支弁対象となっている施設等における勤続年数を合算するものであること。

(対象施設 「地方公共団体の経営する施設以外の施設」)

- | | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム | <input type="checkbox"/> 保育所 |
| <input type="checkbox"/> 盲人ホーム | <input type="checkbox"/> 視聴覚障害者情報提供施設 |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者福祉工場 | <input type="checkbox"/> 知的障害者福祉工場 |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者福祉ホーム | <input type="checkbox"/> 知的障害者福祉ホーム |
| <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム | <input type="checkbox"/> その他支援費の支弁対象施設 |

(ウ) 1施設当たりの職員平均勤続年数は、前記(ア)、(イ)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数で除して得た年数とする。

(エ) 前記(ウ)の1施設当たりの職員平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において算定することとし、その年度において当該施設の職員に異動があった場合にも再計算は行わないこととする。

(オ) 新たに開所される施設における当該施設の職員1人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うこと。

3 生活費

(1) 生活費の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下記金額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう務めること。

地域	生活保護法による保護の基準	1人当たりの額	地区別冬季加算額 (11月から3月まで)
			V区（島根県）
甲地	○2級地－1 松江市	円 48,304	円 2,700

(注1)「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」により、島根県内では「2級地－1」に指定された市町村をいうものである。

(注2)「地区別冬季加算額」の欄における地区別は上記(注1)の「保護の基準」の別表1（下記表）の区分による。

I区	II区	III区	IV区	V区		VI区
北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県	岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都道府県

4 居住に要する費用（月額）

(1) 居住に要する費用の設定方法及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めること。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、各種補助金や借入金返還助成額等公的助成額等を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定

され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(イ) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(ウ) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合には、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者へ返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保障等が付されていること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないこと。

5 機能維持向上加算

2～4の基本利用料とは別に、軽費老人ホームの入所者の状態に応じた支援を実施し、心身機能の低下の防止を図るために、入所者とともに機能維持・向上計画を作成し、自立状態の入所者が要支援状態に、又は要支援

状態である入所者が要介護者にならないように、機能維持・向上計画に基づいて実施する事業。

ア 対象者

- ① 要支援又は要介護認定を受けていない入所者
- ② 要支援認定を受けている入所者で、介護保険法第 53 条に規定する介護予防サービスを受けていない者
- ③ 要介護認定を受けている入所者で、介護保険法第 41 条に規定する居宅サービスを受けていない者

イ 加算対象となるサービス

- ① 認知症対策に関すること
- ② 心身機能の低下の防止に資する機能訓練（健康管理・介護予防）等に関すること
- ③ 栄養面や食生活に問題がある者に対する栄養改善（マネジメント）に関すること

計画作成 加算	計画の作成又は見直しを行った場合（年度内に計画の見直しを行う場合は、直近の計画作成又は見直しから 6 ヶ月以上を経過した場合に限る。）は、1 件につき 2,500 円（年上限 5,000 円）
計画運営 加算	上記計画により事業を実施した場合、1 ヶ月につき 4,000 円（年上限 48,000 円）ただし、月の中途に退所・入院・外泊等により事業の継続を中止・再開した場合又は事業を完了した場合は、当該月については日割りにより算定した額（100 円未満の端数がある場合は、切り捨てた額とする）を加算額とする。

6 処遇改善加算

介護職員処遇改善支援事業の対象とならない軽費老人ホームにおいても、介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする事業。

(1) 対象者

基準条例上介護職員または生活相談員と区分される職員のうち、特定施設入居者生活介護の提供を行っていない職員。

(2) 加算額の算定方法

下記のア、イの額のうち、少ない方の額を加算額とする。

ア 当該年度の1月ごとの実績で、(1)の対象となる職員の常勤換算数を小数点第2位で切り捨てた数を算出し、9,000円を乗じた額とサービスの提供に要する費用の合計額に1.16%を乗じた額(円未満切り捨て)の合算
イ 実際の賃金改善に要した額

7 介護人材確保・職場環境改善等加算

軽費老人ホームにおいて職員の離職の防止・職場定着の推進が行われるように実施する事業。

(1) 対象者

基準条例上介護職員または生活相談員と区分される職員のうち、特定施設入居者生活介護の提供を行っていない職員。

(2) 加算額の算定方法

当該年度の1月ごとの実績で、(1)の対象となる職員の常勤換算数を小数点第2位で切り捨てた数を算出し、4,500円を乗じた額。

(3) 加算の要件

以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していることを、加算の要件とする。

- ①介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- ②業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
- ③業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(4) 対象経費

職場環境改善経費(介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費)又は人件費に要する費用とする。ただし、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。

別表 I

サービス提供に要する基本額（月額）

軽費老人ホーム

単 独 設 置			併 設 設 置「特養等」		
利用者数	①介護職員 の配置基準 を満たす場 合	②介護職員 1名を配置 しない場合	利用者数	③介護職員の 配置基準を満 たす場合	④介護職員 1名を配置し ない場合
人	円	円	人	円	円
20	131,396	109,966	10-14	135,823	93,064
21-30	88,033	73,747	15-19	90,951	62,478
31-40	76,966	66,301	20-29	86,122	64,893
41-50	68,515	59,963	30	62,579	48,192
51-60	57,951	50,808	31-40	57,750	47,286
61-70	54,731	48,695	41-50	46,582	37,929
71-80	48,091	42,759	51-60	38,936	31,792
81-90	47,588	42,859	61-70	33,503	27,466
91-100	42,859	38,734	71-80	29,579	24,247
101-110	41,149	37,426	81-90	31,189	26,359
111-120	37,929	34,308	91-100	28,170	23,945
121-130	38,433	35,213	101-110	27,265	23,442
131-140	35,817	32,698	111-120	25,051	21,530
141 以上	34,408	31,591	121-130	26,661	23,442
			131-140	24,951	21,832
			141 以上	24,247	21,329

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額（月額）について、以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額（月額）	備 考
特定施設入居者生活介護の利用者（ア共通職員）	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥＋⑩、⑧＋⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く ※1
上記以外の一般入所者（イ介護職員）	上記に⑨又は⑩を加えた額	

※1 松江市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月19日条例第98号（以下「基準条例」という。）第11条第9項の基準を満たさないことから除かれる。

軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合）

ア 共通職員

単 独 設 置			併 設 設 置「特養等」		
利用者数	⑤生活相談員の配置を満たす場合	⑥生活相談員を1名置かない場合	利用者数	⑦生活相談員の配置を満たす場合	⑧生活相談員を1名置かない場合
人	円	円	人	円	円
20	99,000	76,463	10-14	71,131	26,158
21-30	66,402	51,411	15-19	47,789	17,807
31-40	50,204	38,835	20-29	53,625	31,189
41-50	46,984	37,929	30	40,847	25,957
51-60	39,942	32,497	31-40	30,887	19,618
61-70	39,338	32,899	41-50	25,051	15,996
71-80	34,710	28,975	51-60	21,128	13,481
81-90	30,786	25,856	61-70	18,210	11,771
91-100	27,868	23,442	71-80	16,097	10,463
101-110	27,567	23,542	81-90	14,387	9,457
111-120	25,353	21,631	91-100	13,079	8,551
121-130	26,963	23,542	101-110	13,582	13,582
131-140	25,152	21,932	111-120	12,576	12,576
141以上	24,448	21,429	121-130	15,091	11,670
			131-140	14,085	10,865
			141以上	14,186	11,067

イ 一般入所者に対する介護職員（単独・併設共通）

単独・併設共通		
利用者数	⑨介護職員 の配置を満た す場合	⑩介護職員 1名を配置し ない場合
人	円	円
20以下	32,798	11,771
21-30	21,429	7,243
31-40	26,762	15,996
41-50	21,329	12,777
51-60	17,707	10,564
61-70	15,192	9,054
71-80	13,280	7,948
81-90	16,500	11,871
91-100	14,890	10,564
101-110	13,481	9,557
111-120	12,375	8,753
121-130	11,368	8,048
131-140	10,564	7,545
141以上	9,859	6,942

別表Ⅱ 本人からの徴収額（月額）

①平成19年10月1日以降の入所者から適用

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額 （月額）
I	1,000,000円以下	10,000円
II	1,000,001円～1,500,000円	11,000
III	1,500,001円～1,600,000円	14,000
IV	1,600,001円～1,700,000円	18,000
V	1,700,001円～1,800,000円	21,000
VI	1,800,001円以上	施設の設定額

- (注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入所者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）（以下「費用徴収基準取扱い」という。）の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老発第0124001号）（以下「費用徴収基準取扱い細則」という。）の第2の1の（1）「前年」の対象収入の取扱い、（3）「収入として認定するものの取扱い」、（4）「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。
- (注3) 本人からのサービス提供に要する費用の額（月額）は、上表により求めた額とする。
- ただし、その額が当該施設におけるサービス提供に要する費用の額を超えるときは、当該施設のサービス提供に要する費用の額（月額）を本人からの徴収額（月額）とする。
- (注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が100万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービス提供に要する費用の額（月額）とする。この場合100円未満の端数は切捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

②平成3年7月1日以降平成19年9月30日までの入所者から適用

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額 (月額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000
18	3,100,001円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入所者生活介護の利用者負担等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「費用徴収基準取扱い」の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「費用徴収基準取扱い細則」の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からのサービス提供に要する費用の額(月額)は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービス提供に要する費用の額を超えるときは、当該施設のサービス提供に要する費用の額(月額)

を本人からの徴収額（月額）とする。

（注 4）夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 100 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から 30% 減額した額を本人からのサービス提供に要する費用の額（月額）とする。この場合 100 円未満の端数は切捨てとする。

（注 5）利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

③平成 3 年 6 月 30 日以前から入所している者については、当分の間、下記表のとおりとする。

階層区分			本人からの事務費徴収額 (月額)
A	所非	市町村民税の非課税者	10,000 円
B	得課	〃 均等割のみの納税者	15,000 円
C1	税者	〃 所得割課税者	20,000 円
C2	所得 税 課 税 者	所得税 7,300 円以下	25,000 円
C3		〃 7,301～14,900 円	30,000 円
C4		〃 14,901～22,200 円	35,000 円
C5		〃 22,201～29,700 円	40,000 円
C6		〃 29,701～37,200 円	45,000 円
C7		〃 37,201～44,600 円	50,000 円
C8		〃 44,601～52,200 円	55,000 円
C9		〃 52,201～59,800 円	60,000 円
C10		〃 59,801 円以上	全 額

別表Ⅲ

人 員 配 置

1 軽費老人ホーム

職種 定員 階級区分	施設 長	生 活 相 談 員	介 護 職 員	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等
人 20	人 1	人 1	人 1	1(0)	人 1(0)	人 実 情 に 応 じ た 適 当 数 ※4
21～30	1	1	1	※2	※3	
31～40	1	1	2		1	
41～50	1	1	2		1	
51～60	1	1	2		1	
61～70	1	1	2		1	
71～80	1	1	2	1	1	
81～90	1	1	2 + 適 当 数 ※1	1	1	
91～100	1	1		1	1	
101～110	1	1		1	1	
111～120	1	1		1	1	
121～130	1	2		1	1	
131～140	1	2		1	1	
141以上	1	2		1	1	

※1 介護職員 81人以上については、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当数を加えて得た数を配置すること。【基準条例第11条第1項第3号関係】また、1人を置かないことができる。【基準条例第11条第9項関係】

※2 入所定員が60人以下の場合、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。【基準条例第11条第11項関係】

※3 栄養士については、入所定員が40人以下は栄養士を置かないことができる。【基準条例第11条第1項関係】

※ 4 調理業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。【基準条例第 11 条第 1 項関係】

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム

共 通 職 員						一般入所者に対して	
職種 定員 階級区分	施設 長	生活 相 談 員 ※1	事 務 員	栄 養 士	調 理 員 等	職種 定員 階級区分	介 護 職 員
20	1	1	1(0)	1(0)	実 情 に 応 じ た 適 当 数 ※4	20	1
21～30	1	1	※2	※3		21～30	1
31～40	1	1				31～40	2
41～50	1	1		1		41～50	2
51～60	1	1		1		51～60	2
61～70	1	1	1	1		61～70	2
71～80	1	1	1	1		71～80	2
81～90	1	1	1	1		81～90	2 + 適 当 数 ※5
91～100	1	1	1	1		91～100	
101～110	1	1	1	1		101～110	
111～120	1	1	1	1		111～120	
121～130	1	2	1	1		121～130	
131～140	1	2	1	1		131～140	
141以上	1	2	1	1		141以上	

※ 1 生活相談員のうち 1 名を置かないことができる。【基準条例第 11 条第 6 項及び同条第 9 項】

※ 2 事務員については、入所定員が 60 人以下は事務員を置かないことができる。【基準条例第 11 条第 11 項関係】

※ 3 栄養士については、入所定員が 40 人以下は栄養士を置かないことができる。【基準条例第 11 条第 1 項関係】

※ 4 調理業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができる。【基準条例第 11 条第 1 項関係】

※5 介護職員 81人以上については、常勤換算方法で、2人に実情に応じた
適当数を加えて得た数を配置すること。【基準条例第11条第1項第3
号関係】また、1人を置かないことができる。【基準条例第8項及び第
9項関係】